

利根町告示第 87 号

令和 2 年第 5 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 11 月 20 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和 2 年 11 月 30 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付議事件

- (1) 議案第 67 号 令和 2 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)の専決処分について
- (2) 議案第 68 号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (3) 議案第 69 号 財産の取得について (投票用紙自動交付機)
- (4) 議案第 70 号 財産の取得について (タブレットパソコン)

令和2年第5回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	11. 30	月	本 会 議	開会 提出議案（説明・質疑・討論・採 決）議案第67号～議案第70号 閉会	午前10時

令和2年第5回
利根町議会臨時会会議録

令和2年11月30日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長	飯塚良一君
財政課長	大越達也君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
学校教育課長	青木正道君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	赤尾津政男
書記	荒井裕二
書記	野田あゆ美

1. 会議録署名議員

3番	片山啓君
4番	大越勇一君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和2年11月30日（月曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第67号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第4 議案第68号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第69号 財産の取得について（投票用紙自動交付機）
- 日程第6 議案第70号 財産の取得について（タブレットパソコン）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第67号
- 日程第4 議案第68号
- 日程第5 議案第69号
- 日程第6 議案第70号

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第5回利根町議会臨時会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

3番 片山 啓 議員

4番 大越 勇一 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は，本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり，提出議案の説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。本日，ここに令和2年第5回利根町議会臨時会を招集しましたところ，議員の皆様には御出席を賜り，ありがとうございます。

それでは，本日のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の提出議案は，専決処分が1件，条例改正が1件，財産の取得についてが2件の合計4件の議案について御審議をお願いするものでございます。

まず，令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてですが，歳入歳出それぞれ1,004万8,000円を追加し，総額を1億6,724万2,000円とするものでございます。本件につきましては，地方自治法第179条第3項の規定により報告し，承認を求めるものであります。

次に，利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で，一般職の職員の給料に関する法律等の改正により，期末手当の支給率の規定を改めたいので提案するものでございます。

次に，財産の取得についてで，投票用紙自動交付機28台とタブレットパソコン946台を購入したいため，条例の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては，後ほど担当課長から説明させたいと思えますので，お手元の議案書等により御審議の上，何とぞ適切なる御判断を賜りますよう，よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3，議案第67号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは，議案第67号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを補足して御説明申

し上げます。

今回の補正予算を専決処分した理由から申し上げますと、新型コロナウイルス感染症患者が増加している中、中核的な病院などの医療機関での検査や受入れ体制が厳しくなっている現状があります。また、これから風邪やインフルエンザの流行期を迎えるに当たり、発熱等の症状のある方が増えてきます。

こうした状況から、国はインフルエンザ流行期に備え、多数の発熱患者等が地域で適切に相談、診療、検査を受けられる体制を整備することが重要であることとし、都道府県や都道府県医師会を通じて、かかりつけ医等の地域の医療機関にこの体制を取ってもらえるよう強く要請がありました。この強い要請を受けて、利根町国保診療所が発熱患者等にPCR検査を行える診療検査医療機関として、10月28日付で茨城県から指定を受けました。

このため、至急体制を整備する必要があるため、必要な予算を組まざるを得なくなりまして、時間的な猶予がなく12月の定例会まで待てないので、専決処分したものでございます。

検査を実施する曜日と時間帯ですが、月曜、火曜、木曜、金曜日は午前11時から12時、午後は2時から3時、水曜日は午前11時から12時となりまして、1時間当たり3件の検査を行いまして432件分を見込んでおります。

検査を受けるときは検査前に電話相談の上、予約をしていただき、診療所には入らず、電話やインターホンを使って受付をし、自家用車でお見えになる方は車の中で待機していただき、それ以外の方は診療所のふだん使用している待合室ではなく、職員用通用口から別室にてお待ちいただき、診療、検査になります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年11月6日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める提案するものでございます。

まず、予算書4ページをお開き願います。

歳入でございますが、款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入で262万2,000円の増額でございます。これは国民健康保険加入者の方が検査を受けた診療報酬収入で181件分になります。PCR検査の費用は1件当たり1万9,500円の費用に対して保険者負担分は7割、8割になるんですけども、この歳入となります。

次に、目2社会保険診療報酬収入で163万円の増額でございます。これは社会保険加入者の方の検査を受けた診療報酬収入で112件分になります。

次に、目3後期高齢者医療診療収入で240万4,000円の増額でございます。これは後期高齢者医療保険加入者の方が検査を受けた診療報酬収入で139件分になります。

次に、目5その他の診療報酬収入で176万6,000円の増額でございます。これは各保険者における被保険者負担分が公費からの診療報酬収入で432件分になります。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で136万7,000円を減額するもので、歳入歳出差引きの余剰金が出ましたので、当初繰入金の一部を基金へ繰り戻すものでございます。

次に、款7国庫支出金，項1国庫補助金，目1発熱外来診療体制確保事業補助金で199万3,000円の収入でございます。これは発熱患者等の専用の診察場所の確保及び季節性インフルエンザ流行期にも十分に発熱患者等に対応できる体制確保に係る補助金となります。

次、款8県補助金，項1県補助金，目1茨城県診療検査医療機関体制確保応援事業交付金で100万円の収入でございます。これは新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザに対応できる体制を行う医療機関で茨城県の診療検査医療機関に指定された医療機関による県補助金となります。

5ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費，項1施設管理費，目1一般管理費，節10事業費は23万5,000円を増額するもので、検査室及び処置室のカーテンの防菌防災カーテンの費用になります。

次に、節12委託料は11万円を増額するもので、使用した防護服，マスク等の医療廃棄物の処理委託になります。

次に、節17備品購入費は221万2,000円を増額するもので、パーテーション，これは飛沫防止用アクリル板なんですけれども3台，加湿器5台，非接触型体温計3台，オゾン除菌消臭器3台，サーモカメラ2台，廃棄用ボックススタンド6台，足踏み式消毒スタンド5台，採血台1台になります。

次に、款2，項1の医療費，目1医療用機械器具費，節17備品購入費は20万3,000円を増額するもので、パルスオキシメーター3台，これは血中酸素計になります。

次に、耳鏡ディスポスペキュラ1台，自動血圧計1台になります。

6ページをお開き願います。

目2医療用消耗器材費，節10需用費で87万2,000円を増額するもので，これは防護服100着と新型コロナウイルス検体検査容器432件分になります。

次に、目4諸検査費，節11役務費で641万6,000円を増額するもので，新型コロナウイルスPCR検査の検体摂取による検査手数料になります。

説明は以上になります。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 質疑をいたします。

今回、診療所が新型コロナウイルス感染症診療検査医療機関ということで指定を受けました。良いことだなというふうに思っております。

そこで、今、町長のほうの一番最初の挨拶の中で何かお話があるかなと思ったんですが、この予算等も関係するんですけれども、職員が濃厚接触が出たというようなことですね。その辺の対応、メール等でもって簡単にあったんですけれども、やはり本会議ですから、

みんなの町民に向かって、こういうふうな対応はしたんだよというようなPRをすべきだったなというふうに思っておりますので、もしよろしければ、その辺をお話いただきたいと思えます。

この予算のほうなんですけれども、432件分ですか。県が、それぞれの国保、社保、後期高齢者、それぞれのおよその概算でしょうけれども見積もって、このように予算が計上されたんですけれども、この発熱患者等、要するに、事前に診療所に電話した、その方がドライブスルー方式でもって検査を受けるということなんです、それ以外の検査を受けたいというような人がもし出た場合も、これ受けられるのかどうなのか、その辺お聞きしたいんですよ。

○議長（船川京子君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） コロナ、職員が濃厚接触で出ました。家族が、お母さんが取手の務め先で陽性ということが出まして、私たちも企画の中なんです、出かける、視察に行くのを中止しまして、3階の近くで事務を執っている職員を家に帰らせ、会議は全て中止ということで処置をしました。その本人が動いている場所、そういうのをすぐ洗いまして、そこで接触した人間、全部の結果が出るまで自宅待機という体制を取って、全てできることはやりました。

あとは、PCR検査を受けられない人が受けられるのかっていうことなんです、それは担当課長から答弁させますけれども、利根町って取手医師会管轄で医師会病院は議員の皆さんも御存じのとおり、前からPCR検査やっているのは御存じかと思えます。そんな中で体制が取手市でもたくさん患者が増えて、間に合わない体制になって利根町でということ指定を受けたと思っておりますけれども、受けられない患者はお金払うもんだと思っておりますけれども、お金払って受けられるような体制があるんだと思っておりますけれども、詳しくは担当課長より答弁させます。

失礼しました。職員は陰性でした。陰性でその週だけ休みにしていた職員も今日からは出てきております。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員の御質問にお答えします。

まずは発熱患者以外という方の診察なんですけれども、今回の11月2日から県のほうの発熱患者等の受診体制が変更ということで、以前でしたらば発熱があっても保健所とか帰国者・接触者相談センターに相談してからになるんですけれども、11月2日からは今度は電話予約、直接地元の受診している医療機関に検査してもらおう。これは新型コロナウイルスなのか発熱患者なのかインフルエンザ患者なのか分かりませんので、その主治医にかかっていただくという形になっています。

御質問の発熱患者等以外の方はどうなのかっていうことなんですけれども、これは今回、

発熱患者以外の方は、こちら診療所のほうでは受付はできません。そういった場合には、民間のほうの検査とかになってしまうんじゃないかなということになります。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 発熱患者以外は受付、診療しないと、検査しないとこの考え方も可能かもしれませんが、インフルエンザというのは何日かたってから発熱するんだよね、確かね。このコロナ関係ってというのは発熱も何もしないんで、ある程度かかっても。ですから、そういうことからすれば、ここに予算として上がっている432件分ですか、以外にも例えば妊産婦とか、こういう方なんかは検査を受けたいなと思えば検査を受けられる体制にしたほうがいいのかっていうふうには私は思っているんですけども、その辺はどうなんでしょうね。

予算の関係もあって、この公費負担分以外の個人負担分がかかるということなんですけれども、その辺の道を幅広く診療体制をやっていただきたいなというふうには私は思っているんですけども、町長、いかがでしょうね。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員の御質問にお答えします。

あくまで今回の検査は県のほう、国から示されたとおり、コロナ患者とか、またインフルエンザの方、流行の発熱患者だけですので、それ以外の方での診察という、検査っていうことは現時点では考えていませんし、あと、そちらのプロセスになってくると、利根町以外、どこの医療機関のところでもそういうのはうたっていませんので、その専門のところでは自費になってしまいますので、その部分で検査を受けてもらうしかないという形になります。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そうしますと、診療所では受け付けられないけれども、そのほかの指定された龍ヶ崎にも2件あるような、こういうところでは検査が可能だっていうふうには理解してもいいんですかね。取手医師会も含めて。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 取手医師会とか、そういう医師会でほかのところでは受けられるかどうかということなんですけれども、この検査に対しては取手医師会でも何回か会議して、その検査体制とか、そういうことで国から最初に説明した、国からの要請によって発熱患者となりますので、それ以外の方に対しては、あくまで先ほども説明したとおり自費ということになります。

ただ、それと茨城県で登録されている医療機関というのは、11月24日付で県内では214医療機関になります。取手市医師会のほうでは全部で18医療機関がこの茨城県の検査診療

医療機関ということで登録になっています。

これの部分の検査は、あくまで県のほうで示された新型コロナウイルスに関する電話相談窓口というところと、町のホームページも掲載していますし、その部分でなりますので、それ以外の妊婦の方とかそれ見ていただいて、発熱はないけれども検査を受けたいっていうことになった場合は、こちらのほう、町診療所のほうでも検査は自費になりますけれども、検査は受けられるかどうかは、あくまで保健所なりに相談して受けてもらうしかないと思います。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。

款7の国保支出金の補助金、そして款8県支出金の応援協力金、こちらは共に国保診療所へ出されるということでよろしいでしょうか。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 峯山議員の御質問にお答えいたします。

国庫支出金のほうの部分なんですけれども、これは国保診療所のほうの部分で歳入、最初に説明したとおり、この新型コロナウイルス、インフルエンザも関連してくるんですけども、その設備に対しての補助金になります。

次に、県の支出金なんですけれども、これは医療機関登録ということで、県のホームページにこの医療機関、先ほど井原議員のときにも説明した214件分、これは発熱患者の方に対して新型コロナウイルスなのか風邪なのかインフルエンザなのか分かりませんので、そういう検査を行うときの医療機関ということで、登録によって1件当たり100万円の歳入となります。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第67号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決します。

本案は、原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案について承認されました。

○議長（船川京子君） 日程第4，議案第68号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

補足説明を求めます。

飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） 議案第68号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の期末手当の支給率が改正されたことに伴い、国に準じて、職員の期末手当の支給率、また、町長、教育長等の期末手当の支給率の規定を改めたいので提案するものでございます。

なお、この条例による改正は、今年度以降の期末手当の支給率を6月、12月それぞれ100分の2.5ずつ引き下げるものですが、令和2年度の6月分は既に支給されていることから、今年の12月支給分については6月分と合わせて100分の5を引き下げるというものでございます。

改正分の構正では、法制に従い条例ごとに規律の近いほうから改正する必要があるため、まず100分の5の引下げを先に行い、次に、100分の2.5引き上げという解釈になっており、附則においてその施行期日を規定しております。

それでは、参考資料により御説明いたします。

参考資料1 ページの利根町職員の給与に関する条例新旧対照表第1条関係をお願いいたします。

第20条第2項の改正は、職員の期末手当の支給率100分の130を100分の125に、また、中ほどの特定幹部職員、これは課長が該当しますが、これにつきましては100分の110を100分の105にそれぞれ引き下げるものでございます。

次の第3項の改正は、再任用職員に対する規定の適用でございますが、第2項で改正した読替え部分を改めるもので支給率に変更はございません。

この条文の適用日は附則の規定により、公布の日以降の期末手当に適用されることとなりますが、実質、今年の12月支給分のみ適用されることとなります。

次に、2ページをお願いいたします。

第2条関係になります。

同じく第20条の期末手当の改正でございますが、ただいまの改正本則第1条で改正した支給率をさらに改正するもので、100分の125を100分の127.5に、また、特定幹部職員につ

いては100分の105を100分の107.5に改めるものでございます。

第3項の改正は、再任用職員に対する規定の適用でございますが、第2項で改正した読替え部分を改めるもので支給率に変更はございません。

なお、この条文の適用日は附則の規定により、令和3年4月1日以降の期末手当に適用されることとなります。

次に、3ページの利根町長の給与及び旅費に関する条例新旧対照表第3条関係をお願いいたします。

第4条の期末手当でございますが、先ほどの職員の給与条例改正に伴い、引用している100分の130を100分の125に改め、支給率100分の170を100分の165に改めるものでございます。

適用は令和2年12月支給分のみとなります。

次に、4ページをお願いいたします。

第4条関係になります。

同じく第4条の期末手当の改正でございますが、改正本則第3条で改正した支給率をさらに改正するもので、引用している100分の125を100分の127.5に改め、支給率100分の165を100分の167.5に改めるものでございます。

適用は令和3年4月1日以降の支給分となります。

次に、5ページの利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例新旧対照表第5条関係をお願いいたします。

第2条第4項の期末手当でございますが、先ほどの職員の給与条例改正に伴い、引用している100分の130を100分の125に改め、支給率100分の170を100分の165に改めるものでございます。

適用は令和2年12月支給分のみとなります。

次に、6ページをお願いいたします。

第6条関係になります。

同じく、第2条第4項の期末手当の改正でございますが、改正本則第5条で改正した支給率をさらに改正するもので、引用している100分の125を100分の127.5に改め、100分の165を100分の167.5に改めるものでございます。

適用は令和3年4月1日以降の支給分となります。

次に、7ページの利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表第7条関係をお願いいたします。

第8条第2項の期末手当でございますが、先ほどの職員の給与条例改正に伴い、引用する100分の130を100分の125に改め、支給率100分の170を100分の165に改めるものでございます。

適用は令和2年12月支給分のみとなります。

次に、8ページをお願いいたします。

第8条関係になります。

同じく第8条第2項の期末手当の改正でございますが、改正本則第7条で改正した支給率をさらに改正するもので、引用している100分の125を100分の127.5に改め、支給率100分の165を100分の167.5に改めるものでございます。

適用は令和3年4月1日以降の支給分となります。

次に、9ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行するとしております。

改正文がそれぞれ2条構成になっているのは、令和2年12月分と令和3年度以降の期末手当の支給率を区分するためのものでございまして、附則により、これらの施行期日を定めているものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 2点ほどお伺いします。

先ほど御説明あったんですが、今回0.05か月分を引き下げると。また、それから偶数条例は0.025か月分引き上げることだったんですね。この説明ちょっとあったんですが、もう一度そこをお話してください。

それともう一つは、この0.025じゃなくて、0.05か月分の引き下げることによって町職員の平均の引下げっていうかな、金額はどのぐらいになるんでしょう。もし計算してあれば教えてください。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず0.05と0.025なんですが、まず先ほど説明はしたんですが、期末手当6月と12月でございます。それぞれ0.025ずつ引き下げるとというのが基本形と考えていただくと、令和2年度分については6月と12月分合わせて12月分で0.05引下げという形になります。令和3年以降はそれぞれ0.025ずつ引き下げることとでございます。

それと金額でございますが、一般会計から特別会計、全て合わせますと約300万円ほどの減額になります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第68号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案どおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第69号 財産の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。

飯塚選挙管理委員会書記長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） それでは、議案第69号 財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、1、取得する財産、投票用紙自動交付機28台、2、取得金額862万4,000円、3、契約の相手方、茨城県水戸市吉沢町1060番地2、株式会社東和代表取締役山部正彦でございます。

契約の詳細につきましては、参考資料として物品購入契約書の写し及び入札書き取り書の写しを添付しております。

なお、今回取得する投票用紙自動交付機につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、令和2年第4回臨時会において御承認いただきました補正予算に計上したものでございまして、投票所において、自動交付機から直接選挙人に対して投票用紙を交付することにより、選挙人及び投票事務従事者の接触感染の防止を図るために購入するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 何点かお聞きしたいと思います。

入札執行表、この結果、今日ちょっと見ましたら、落札額、予定価格100%一致しているんですけども、私もよくよく考えながら見ていたんですが、これは事前公表でもって

やられたのかなというのが一つと、もう一つは、この6社、いや5社か、時代もあるんだけれども、この5社の会社の人たちがこの投票用紙自動交付機、これを製造している会社じゃないんだよね、これね。製造しているところは別の会社でそれを販売委託か何か受けてやっている会社が主だと思うんで、その会社によって幾らで分けるか、売るか、要するに利潤を上乗せするかっていうことになろうかと思うんですよね。

町でもそういうことでもって、見積りや何か取りながらこの予定価格を決めたんだろうけれども、あまりにも一致しちゃったんで、どうなのかな。入札する必要はなかったんじゃないかねえのかな。見積り合わせで随契でも何か良かったような感じもしないではない。その辺のことについて、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、井原議員の質問にお答えさせていただきます。

予定価格と落札価格が同価格ということなんでございますが、積算できないものにつきましては原則として3社以上から見積りを徴しまして、その中で異常値を除いた価格の平均価格を予定価格として設定してございます。

指名委員会のほうを10月13日に開催しまして、5社指名しまして、10月28日入札を行ったわけなんですけれども、5社のうち2社が辞退ということで3社の札入れとなりまして予定価格と同額で落札という形になりました。

予定価格のほうは事後公表となっております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今回、投票用紙自動交付機購入ということでもって入札行ったんですが、できれば本来であれば、この交付機と同時に自動読取り機を備えた機械のほうが何か良かったような感じにするんだけれども、この投票交付だけに絞ったのは何か理由があるんでしょうか。お聞かせください。

○議長（船川京子君） 飯塚選挙管理委員会書記長。

○総務課長（飯塚良一君） 自動読取り機についても整備しております。今回ユニットのほうをまた別の契約でしております。これに絞ったというか、これはこの項目なんで、これに予算を乗せておりましたので、それに基づいた契約になっております。

○議長（船川京子君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第69号 財産の取得についてを採決します。

本案は、原案について決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案どおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第6，議案第70号 財産の取得についてを議題とします。
補足説明を求めます。
青木学校教育課長。

〔学校教育課長青木正道君登壇〕

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議案第70号 財産の取得につきまして、補足して御説明申し上げます。

国のGIGAスクール構想に対し、小・中学校の児童生徒1人1台のタブレット端末を整備するため、下記のとおり財産を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

1 ページ，ページをおめくりいただきたいと思ひます。

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

ページをお戻りいただきたいと思ひます。

1，取得する財産タブレットパソコン946台，2，取得金額4,256万540円，3，契約相手方，大阪府大阪市中央区島町2丁目4の12，ミカサ商事株式会社代表取締役中西日出喜でございます。

なお、参考資料といたしまして、3ページを御覧いただきたいと思ひます。

こちらが物品購入契約書の写しを添付してございます。

また、次のページでございますが、こちらは茨城県教育ICT推進協議会からの文書の写しを添付してございます。茨城県の共同調達に利根町が申込みをいたしましたプロポーザルに関する審査結果でございます。

議案第70号の補足説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

○8番（井原正光君） 今回、県のプロポーザルによってその審査結果に基づいて利根町もその会社と契約するということになるようなんですけれども、この県内で茨城県教育ICT推進協議会に委託した市町村というのはどのぐらいあるんでしょう。全部が全部じゃないと思うんですけども、あとは独自でやられた市町村もあると思うんですけれども、その辺の詳細をお聞かせください。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは井原議員の御質疑にお答えいたします。

今回茨城県の共同調達に申込みいたしました市町村の数は22市町村、また半分の22市町村は各自治体単独でタブレットパソコンのほうを契約をするという形になってございます。以上です。

○議長（船川京子君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第70号 財産の取得についてを採決します。

本案は、原案について決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案どおり可決されました。

○議長（船川京子君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第5回利根町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 片 山 啓

署 名 議 員 大 越 勇 一